

中小企業事業者の皆さまへ 商工振興補助金を「活用ください」

町では、町内に事業所があり、一定の条件を持つ事業者に商工振興補助金を交付します。補助金の概要は、次のとおりです。

中小企業者の定義

町内に事業所を有し、中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条の規定に該当する者

申請条件

令和3年1月1日から12月31日までに下表に該当する新設または増築工事を完了している工場・店舗であること

補助の内容

支払った固定資産税に依りて、下表のとおり3年間に渡り補助金が交付されます。

申請期限

1月31日(月)厳守

申し込み・問い合わせ先

産業経済課商工観光係

(32)3113

掲載している行事などは、新型コロナウイルス感染症の状況によっては中止・延期する可能性があります。

交付の条件	
① 1,000万円以上の費用(取得価格)で、工場・店舗を新設したとき ※新設とは、建物を「新設・購入・改修」して事業を開始すること建物の「付随設備・生産設備・業務用設備」等を設置すること。	
② 500万円以上の費用(取得価格)で、工場・店舗を増設したとき ※増設とは、事業所の建物を増築すること。建物の「付随設備・生産設備・業務用設備」等を増設すること。 敷地を、購入によって拡張すること。	
交付対象	交付率
新たに固定資産税が課せられた年	翌年度に支払った固定資産税額の全額
上記の翌年(2年目)	翌年度に支払った固定資産税額の7割
上記の翌年(3年目)	翌年度に支払った固定資産税額の5割

※1件の申請に対する年度の補助金の上限は、100万円です。
※購入による敷地の拡張は、増設に該当します。

令和3年10月31日執行 衆議院議員総選挙			
小選挙区選出議員選挙開票結果		比例代表選出議員選挙開票結果	
当日の有権者	13,141人	当日の有権者	13,141人
投票者数	7,365人	投票者数	7,365人
有効投票数	7,231票	有効投票数	7,206票
無効投票数	134票	無効投票数	159票
投票率	56.05%	投票率	56.05%
神津 たいし	候補 3,454票	国民民主党	304.402票
井出 ようせい	候補 3,645票	立憲民主党	2,078.597票
池 高 生	候補 132票	社会民主党	137票
※掲載は届け出順		公明党	932票
		日本維新の会	607票
		日本共産党	526票
		自由民主党	2,228票
		れいわ新選組	298票
		NHKと裁判してる党弁護士法72条違反で	95票
		※掲載は届け出順	
※小数点以下の数字は、略称「民主党」を按分したものです			

1月納期の主な町税・使用料など(納期限までに納めましょう)

- 国民健康保険税(8期分)
- 町営住宅使用料(1月分)
- 後期高齢者医療保険料(7期分)
- 上水道使用料(1月期分)
大口12月使用分
- 介護保険料(7期分)
- 下水道使用料(1月期分)
大口12月使用分
- 保育料(1月分)

納期限

1/31 月曜日

国民年金保険料を納付書で納めている方へ 口座振替やクレジットカードでのお支払いがおすすめです！

なぜ、口座振替がおすすめなの？

- 3つのポイント —
- 金融機関等へ支払いに行く手間が省けます。
- 保険料の納め忘れがありません。
- 口座振替で前納すると、割引になるのでお得です。

お申し込みはカンタン

— 申出書の提出のみ —
申込をされる方は、「国民年金保険料口座振替納付申出書」または「国民年金保険料クレジットカード納付申出書」をお近くの年金事務所へご提出ください。

まとめて前払い(前納)

- 前納には
- 「6ヵ月前納(4月～9月、10月～翌年3月)」
- 「1年前納(4月～翌年3月)」
- 「2年前納(4月～翌々年3月)」

期間が長いほど割引額が高くなって、よりお得です。

申込期限

● まとめて前払い(前納)の場合…2月28日(月)までにお申し込みください。

毎月払いの場合…いつでも申し込みでき、申し込みの1～2ヵ月後からの開始となります。

問い合わせ先

ねんきん加入者ダイヤル 0570(003)004 (ナビダイヤル)

受付時間

・ 月～金曜日
午前8時30分～午後7時
第2土曜日
午前9時30分～午後4時
※土・日・祝日(第2土曜日を除く)、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

小諸年金事務所
0267(22)1482

要介護1～5の認定を受けている65歳以上の皆さまへ

障害者控除対象者認定を「存じますか」。

認定基準を満たし、認定を受けた方は、税法上の障害者控除対象者とみなし、所得税および住民税の控除を受けることができます。

控除を受けるには、申請の上、「障害者控除対象者認定書」の交付を受ける必要があります。

1. 認定基準

身体障害者手帳等の交付を受けていない65歳以上の方で、要介護認定を受け、次の基準に該当する方が対象です。
状態により障がい者または特別障がい者の区分に分けられ、控除額が異なります。

【障がい者】

・ 認知度Ⅱa、Ⅱb、Ⅲaもしくは自立度A1、A2、B1の方

【特別障がい者】

・ 認知度Ⅲbより重度もしくは自立度B2より重度の方
* 認知度および自立度のランクは介護保険主治医意見書および認定調査票の双方を確認し、差異がある場合

は要介護1～3を障がい者、要介護4・5を特別障がい者とします。

2. 申請方法

① 昨年度までにすでに認定を受けている方
認定書に有効期限はありませんので、介護度や心身の状況に変更がない限り毎年有効です。
ただし、介護度の変更や心身の状況により区分が変更となる場合は、再度障害者控除対象者認定書の交付申請が必要となります。

② まだ認定を受けていない方

障害者控除対象者認定書の交付申請が必要です。申請後、「1. 認定基準」に該当するか確認し、認定書を交付します。審査により該当しない場合もありますので、あらかじめご了承ください。

問い合わせ先

保健福祉課介護高齢係
(31)2512

個別特定健診受け付け中

— 都合に合わせて受診可能 —
町では、「ご自身の都合に合わせて町内の医療機関で受診できる個別特定健診(要予約)の申し込みを受け付け中です。健診は3月31日まで実施しています。健診を希望する方は締切日までにぜひお申し込みください。

また、すでに個別特定健診を申し込んだ方で、まだ受診されていない方は早めの受診をお勧めします。

申込締め切り

2月28日(月)

受診料

- 39歳以下の方 1,000円
- 40～74歳の方で国民健康保険加入者 1,000円
- 受診料が無料となる方
- ・ 令和4年3月31日時点で、40、50、60歳の方(国民健康保険加入者)
- ・ 75歳以上の方

申し込み・問い合わせ先

保健福祉課健康推進係
(32)2554

困っていること心配ごとがあればご相談を！
毎月5・15・25日は「心配ごと相談日」です
場所 ハートピアみよた
時間 午前9時～正午
問い合わせ先 町社会福祉協議会(32)1100